

平成29年度 第4回 北海道大規模小売店舗立地審議会第四部会 議事録（概要版）

1 日 時

平成29年11月2日（木） 15時00分～16時30分

2 場 所

上川合同庁舎 4階 展望会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 宮原 進（一般財団法人北海道建築指導センター旭川支所事務局長）

副部会長 薄井 タカ子（税理士法人薄井会計代表社員）

特別委員 西島 猛（元株式会社旭川産業高度化センター代表取締役）

特別委員 今野 廣（旭川工業高等専門学校名誉教授）

特別委員 岡本 俊介（留萌市建設業協会事務局長）

(2) 事務局

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課長 工藤 弘行

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（商工振興） 下 岡 司

上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主事 宮木 悠美子

4 傍聴者

1名

5 審議事項

(1) 「(仮称) ザ・ビッグ緑が丘店」(旭川市) の法第5条第1項（新設）の届出について

(2) 「(仮称) ビッグハウス東光店」(旭川市) の法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

(1) 「(仮称) ザ・ビッグ緑が丘店」(旭川市) の法第5条第1項（新設）の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員から出された質疑に対し、事務局及び部会長が説明を行い、結果、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

（主な質疑）

- ・ ツルハ（隣接店舗）との境界の柵を跨ぐ来店者が出てくると問題にならないかと質疑が出されたが、届出上は境界に柵を設置して敷地の一体利用とはならないことになっており、審議会においてはその行為については意見する必要がないことを確認。

- ・ ツルハ（隣接店舗）側に設置されている排気口から、ツルハににおい等の影響がないかと前回部会時に質疑があったが、店舗写真で自店舗側に排気していることが判明したことから、問題ないことを確認。
- ・ 将来、出入口に近い交差点に信号機が設置され、出入口の位置変更が必要となった場合の取扱いについての質問が出され、事前の変更届出が必要となることを説明。

(2) 「(仮称) ビッグハウス東光店」(旭川市) の法第5条第1項(新設) の届出について、事務局から審議案件に関する概要等を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員からは特に質疑はなく、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要がないものとして、知事に対して別紙のとおり答申することとした。

(3) 事務局から「(仮称) 東光ショッピングセンター」(旭川市) の法第5条第1項(新設) の届出について事前説明を行った。

(4) 事務局から今後の審議案件についての連絡を行い、次回開催日程を協議した結果、12月1日(金) 15時からとした。

7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり。

((仮称) ザ・ビッグ緑が丘店)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

((仮称) ビッグハウス東光店)

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、法第4条の指針を勘案し、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。